

滋賀県造林事業竣工検査および査定要領

昭和62年9月19日伺定
(令和7年4月1日最終改正)

I 総 則

第1 趣旨

滋賀県造林事業補助金交付規則（昭和42年滋賀県規則第46号。以下「規則」という。）第4条第1項、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知。以下「環境保全要領」という。）第9および5、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21林整計第336号林野庁長官通知。以下「農山漁村要領」という。）要領別紙（番号6 森林整備事業に係る運用）第8の2および4に基づいて行う造林事業の竣工検査および補助金の査定は、この要領の定めるところによる。

第2 検査員

- 1 竣工検査は、森林保全課長、森林整備事務所長および西部・南部森林整備事務所高島支所長の命ずる検査員が行う。
- 2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。
- 3 竣工検査は、2名以上の体制により実施するものとする。ただし、GPSの位置情報等を活用して確実に現地検査を行ったことが確認できる場合は、1名体制による検査も可とする。

第3 検査

- 1 検査は、補助金交付申請のあった施行地1箇所ごとに、原則として書類検査および現地検査により行う。
- 2 1の規定にかかわらず、UAV（ドローン等の無人航空機）で撮影したオルソ画像等が添付された申請の施工地については、添付画像により第19から第36に定める内容について確認できる場合に限り、現地検査を省略することができる。
- 3 1の規定にかかわらず、間伐、更新伐、一貫作業、付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備を除く。以下「付帯施設等」という。）および森林作業道を除いて、施行地の面積が別に定める規模に満たないものについては、当該施行地のうち無作為に抽出する10パーセント以上に相当する数の施行地を除き、現地検査を省略することができる。
- 4 1の規定にかかわらず、間伐、更新伐、一貫作業の施行地であって、それぞれ、同一の森林共同施業団地の対象区域内の施行地のまとまり（以下「集約化団地」という。）の数に応じ、次の方法により抽出された施行地を除き、現地検査を省略することができる。
 - ア 申請者の1申請に係る集約化団地の数が1つである場合は、当該申請に係る施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地。
 - イ 申請者の1申請に係る集約化団地が複数ある場合は、あらかじめ集約化団地数に応じ無作為抽出する集約化団地数を定め、無作為抽出された集約化団地において、1申請に係る総施行地数の1/10以上に相当する施行地を無作為に抽出した施行地。
- 5 現地検査に当たっては検査内容を検査野帳（別記様式1）に記録する。

第4 検査の認定

- 1 検査の結果、当該施行地が補助基準に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格または一部不合格である旨を別記様式2により申請者に通知する。
- 2 検査の結果、不合格または一部不合格であるとされた施行地であって当該年度内に手直しを行ったものについては、再検査を行い、認否を決定する。
- 3 再検査の結果、補助基準に適合しないものであるときは、1の規定を準用する。

第5 検査調書

- 1 検査員は、検査結果を検査調書（別記様式3その1およびその2）に記入し、これに押印する。
- 2 第4の規定による通知をした場合は、その内容を検査調書に記載する。

第6 書類の保存

検査調書及びこれらに類する書類等は、補助金交付申請書（以下「申請書」という。）とともに事業終了の翌年度の初日から起算して5年間（協定を締結する必要がある事業については、その協定の期間）保存しなければならない。

II 書類検査

第7 書類検査の趣旨

書類検査は、主として申請書および申請書に添付された書類によりその記載内容が環境保全要領および農山漁村要領に定める採択要件ならびに滋賀県造林事業実施要領の運用について（平成14年6月28日伺定。）に定める施業の基準に合致していることを確認することを旨として行う。

第8 森林所有者および地番の確認

施行地の森林所有者および地番の確認は、滋賀県森林組合造林事業補助金事務取扱要領（昭和63年3月16日伺定。以下「組合要領」という。）別記7に準じて行い、その確認方法を検査調書に記載する。ただし、森林組合等の受託造林事業の場合は、この限りでない。

第9 施行地の確認

施行地の事業種別、補助区分等について、滋賀県造林事業補助金交付要綱（平成19年6月29日伺定。以下「要綱」という。）、環境保全要領および農山漁村要領に定める内容に合致していることを確認する。

第10 受託造林事業採択の適否

森林組合等の受託造林事業については、下記の基準に基づきその適否を判断する。

1 受委託契約の締結

森林組合等が森林所有者と受委託契約を締結したものに限ること。

なお、森林組合等が請負者として森林所有者と締結した請負契約は受委託契約には該当しない。

2 森林所有者の従事

(1) 森林所有者（森林を所有する会社等の従業員を含む。以下同じ。）は、原則、所有する森林（以下

「所有森林」という。)の造林事業(森林組合等受託造林として補助金交付を申請しようとするものに限る。以下同じ。)の作業に従事していないこと。

ただし、森林所有者が所有森林以外の造林事業に従事した事業量(面積または箇所数もしくは日数)が過半を占める場合、または、所有森林の造林事業の作業に当該森林所有者以外の者が従事した事業量が過半を占める場合等はこの限りではない。なお、この場合の判断の対象となる期間は、1会計年度とし、当該年度終了時点でそうであることが確実と認められる場合に限るものとする。

(2) 森林所有者が所有森林の造林事業の作業に従事する場合にあっては、上記の1 および(1)のほか、次のとおりであること。

- ア 森林組合等が補助金の交付申請・受領、測量、その他事業に必要な事務等を実施していること。
- イ 森林組合等が外部作業を請け負わせた場合は、仕様書等で具体的な作業指示を行っていること。
- ウ 森林組合等が直営労働力(臨時雇用含む)で実施した場合は、森林組合等職員が作業指示、監督、安全管理等を実施していることならびに関係法令で義務づけられている雇用保険、労災保険等の保険料等を森林組合等が支払っていること。

第 11 事業完了時点

事業完了時点の確認は、原則として完了届等事業主体からの届出による事業完了年月日による。

第 12 面積の照査および査定

面積の検査は申請面積と照査して行い、査定は検査面積に従って行う。

面積の検査にあたっては、現地検査の対象となった施行地において、面積に改ざんがないかを確認する。

第 13 使用資材

- 1 苗木については、滋賀県造林事業実施要領(平成3年12月20日伺定。以下「県造林要領」という。)第1の規定との適合性を照査し、樹種、本数および規格を森林組合等の購入、売払関係書類、苗木配布台帳等により確認する。
- 2 苗木以外の資材についても、1に準じた書類により商品名、数量および規格を確認する。
- 3 森林組合等を経由しない資材については、納品書等により確認する。ただし、その確認のできないものについては現地検査による。

第 14 伐採木の搬出材積の確認

間伐等における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難い場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。

第 15 施業間隔および重複申請の確認

除伐、保育間伐、間伐および更新伐の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないこと、並びに同一貫作業の施行地においては、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐お

よび更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

第 16 現場監督費及び社会保険料等の確認

共通仮設費において、衛星通信機器等の活用により緊急連絡体制の確保等を行い、標準単価に直接費の 1%に相当する額を加算する場合は、連絡体制図等で通常の携帯電話等以外の衛星通信設備を活用していることを確認する。

2 間接費の加算による施行地においては以下を確認する。

- (1)現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。
- (2)現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあつては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。
- (3)下刈りにおける熱中症対策として、間接費に標準単価の 1%に相当する額を加算する場合は、事業実施期間の過半以上が加算対象期間に含まれていることを確認する。

第 17 申請書等の確認

申請書類等につき、第 7 から第 16 までの事項のほか次の事項を確認する。また、事業の実施に同意していることについて、森林整備事務所および支所ごとに 1 年度間に 4 箇所以上を事業主体が立ち会いのもと、森林所有者等に対して確認する。

ア 委任事項（申請、受領、再委任等）

イ 契約関係（受託契約、請負契約、分収林契約等）

ウ 施行地が県造林要領第 5 の 1 から 4 に係るものである場合は、それぞれに定める届出等の確認

エ 水田造林における農地転用許可書

オ 森林作業道にあつては、森林経営計画および事前計画との照合

カ 協定の締結を要する事業にあつては、当該協定

キ 森林経営計画等の各種計画や各種許認可の承認、届出の提出の確認

ク その他環境保全要領および農山漁村要領の規定に照らし必要な事項

契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等が個人の場合は自筆署名によること。団体の場合は記名押印をもって署名に代えることができる。自筆署名でない場合は森林所有者等に電話等により確認する。（ただし、契約日が平成 30 年 10 月 1 日以降のものに限る。）。

Ⅲ 現地検査

第 18 立会

現地検査は、原則として申請者または代理申請者もしくはそれらの代理人を立会させて行う。

第 19 施行地の位置確認

施行地の位置が、申請書に示された当該施行地の位置と合致するか、森林計画図、GNSS、GIS等で照合・確認するものとする。

第 20 施行地の境界

- 1 人工造林、樹下植栽、一貫作業等の植栽に係るものについて、施行地として認める最大外周は、外側の植栽木から2メートルの範囲内で、かつ、地存えが完了している区域とする。
- 2 1の作業種を除く補助対象面積は、間伐、更新伐等当該施業と一体として取扱う樹木を包括する区域の面積とする。

第 21 測量成果・面積の確認

- 1 コンパス等による測量の場合は、2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差の限度は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
- 2 GNSS等による測量の場合は、2箇所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差の限度は座標値3.000(3メートル)以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。GNSS測位機器の測位方法および測位精度の担保については、別添1「GNSS測位機による造林事業検査マニュアル」によるものとする。
- 3 第3の4に規定する集約化団地における各施行地の測量成果の照合結果が、通常の見誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量を命じるとともに、当該集約化団地内の総施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地(1で照合した施行地を除く)について、1に準じて測量成果を照合するものとする。
- 4 オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルをGIS等で比較し、施工地の位置等に差異がないことを目視で確認する。
- 5 オルソ画像、GNSS等のデジタル技術を用いた検査を行う場合は、「森林整備事業における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン(令和7年3月31日付け6林整備第893号林野庁森林整備部整備課長通知)」についても参考にすること。

第 22 除地

施行地内に施業が不要、不可能な箇所がある場合は、1箇所の面積が0.01ヘクタール以上であるものは除地とし、施行面積からその面積を差し引くものとする。ただし、0.01ヘクタール未満の施業が不要、不可能な箇所を数箇所合わせて0.01ヘクタール以上となるものについては、除地としない。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等の生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ヘクタール以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地面積の合計は1ヘクタール当たり0.1ヘクタールを超えないものとする。また、除地の確認については、施業図の照査とあわせて空中写真等を活用するなど、確実な把握に努める。

第 23 標準地の設定

標準地の設定箇所数は1施行地につき次のとおりとする。

- | | | |
|---|------------------|--------|
| 1 | 0.1ha 以上2.0ha 未満 | 1 箇所以上 |
| 2 | 2.0ha 以上5.0ha 未満 | 2 箇所以上 |
| 3 | 5.0ha 以上 | 3 箇所以上 |

第 24 植栽の検査

- 植栽本数の検査は、次のいずれかの方法（以下「本数検査法」という。）によって行う。
 - 施行地内の任意の植列において植栽木 1 1 本の間を延長およびその植列に直角の方向に 1 1 列の間を延長をそれぞれ実測し、苗間および列間距離の平均値を求め、早見表により植栽本数を算出する。
 - 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に 100 平方メートルの区域を設定し、その区域内の植栽本数を計測する。
- 植栽本数の査定は、別に定める標準単価の植栽本数の範囲内で行い、端数のある場合は直近下位の植栽本数とする。
- 枯損率は、1 に規定する方法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を確認して、 $\text{枯損苗本数} / \text{植栽本数}$ により算出する。
- 枯損率が 20 パーセント以上の場合、当該施行地は補助対象としない。
- 枯損率が 20 パーセント未満の場合、植栽本数をもって査定本数とする。
- 補植については、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数検査法により補植率（ $\text{補植本数} / \text{補植後の植栽本数}$ ）を確認することに加え、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。

第 25 樹種区分

- 施行地に 2 樹種以上が植栽されている場合には、実測または本数比により面積を按分して区分する。

第 26 地拵えの状況

地拵えの状況については、伐採および刈払ならびに倒木、刈払物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかどうかを、調査確認する。

第 27 被害跡地造林の確認等

- 指定被害地造林および被害地造林（以下「被害跡地造林」という。）については、本数検査法により本数被害率（ $\text{被害本数} / \text{被害前の造林木の生立本数}$ ）および本数植栽率（ $\text{植栽本数} / \text{被害前の造林木の生立本数}$ ）を確認するとともに、災害の種類を判定する。
- 被害跡地造林については、本数被害率が 30 パーセント以上の林分において実施するもので、かつ、本数植栽率が 30 パーセント以上のものを区域面積により採択するものとし、補助対象面積は、 $(\text{本数植栽率} \times \text{被害区域面積})$ により求める。ただし、被害地造林を松くい虫被害地において行う場合には本数被害率が 5 パーセント以上の松林（天然林を含む。）において実施するもので、かつ、本数植栽率が 5 パーセント以上のものを採択することができる。

第 28 林齢の確認

林分の林齢については、当該施行地の人工造林等の際の検査調書等により確認する。ただし、書類

の保管の期限を超えた施行地については、森林簿、伐根の年輪等により確認する。

第 29 下刈りの検査

下刈りの検査は、雑草木が植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われ、適切な作業配慮をもってなされているかどうかを確認する。

第 30 雪起こしおよび倒木起こしの本数および面積

- 1 雪起こしおよび倒木起こしについては、本数検査法により本数倒伏率（倒伏本数／被害前の造林木の生立本数）および雪起こし本数率（雪起こし本数／被害前の造林木の生立本数）または倒木起こし本数率（倒木起こし本数／被害前の造林木の生立本数）を確認する。
- 2 雪起こしおよび倒木起こしについては、本数倒伏率が30パーセント以上の林分において実施するもので、かつ、雪起こし本数率または倒木起こし本数率が30パーセント以上のものを区域面積により採択するものとし、補助対象面積は、（雪起こし本数率×被害区域面積）または（倒木起こし本数率×被害区域面積）により求める。
- 3 被害区域面積は、被害木のある面積とし、小班または同一の施業が可能な区域を単位として把握する。

第 31 枝打ちの本数の検査

枝打ちについては、枝打ち高を調査確認するとともに、林木の枝葉の除去につき本数検査法により検査する。

第 32 除伐、間伐、更新伐、一貫作業の検査

- 1 保育間伐、間伐および更新伐の伐採率については、不用木の除去、不良木の淘汰および残存木の本数につき、本数検査法により検査する。
- 2 除伐は、育成しようとする樹木（天然性の有用木を含む。）の生長を阻害する不用木をほぼ全て刈払い機を用いて除去されているかを確認する。
- 3 12年齢を超える林分で行った保育間伐については、本数検査法に加え、伐採した不良木の胸高直径が18cm未満であることを確認する。
- 4 一貫作業における伐採は、花粉発生源となるスギ、ヒノキが全て伐採されていることを確認する。植栽、地植えについては第24から第26による。

第 33 伐採木の搬出材積の現地確認

間伐、更新伐および一貫作業における伐採木の搬出材積については、標準地内の伐採率、伐採木の根株の径、残存木の樹高、林地残材等の状況から搬出材積を推計し、補助申請上の搬出材積と照合し確認するものとする。

第 34 森林作業道の検査

- 1 森林作業道の検査は、出来高設計書（または実施設計書）、実施主体の検査記録、施行状況写真およびその関係書類等と現地を照合し、幅員、延長、工作物の設置状況、路面の仕上がり状況等を検査するとともに、査定すべき数量を確認する。また、幅員、測点間距離、縦断勾配の確認は、施工延長500mにつき1箇所以上（施工延長500m以下の場合は2箇所以上）行うこととする。

- 2 当該森林作業道の整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施または予定されていることを確認する。
- 3 その他、必要に応じて滋賀県建設工事検査基準に準ずる。

第 35 付帯施設等の検査

- 1 人工造林等と一体的に行う鳥獣害防止施設の確認は、人工造林等の基準に準じて数量を確認し、当該鳥獣害防止施設の規格を満足し、鳥獣害の防止や植栽木の健全な育成のための必要な機能が確保されているか検査する。
なお、防護柵については実延長を検査する。
- 2 付帯施設整備等（付帯施設整備、防火施設整備等）
土木工事等の検査に精算設計書、実施主体の検査記録、施行状況写真およびその他の関係書類等と現地を照合し、滋賀県建設工事検査基準に準じて検査するとともに、査定すべき数量を確認する。
- 3 当該付帯施設等整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施または予定されていることを確認する。

第 36 伐倒木駆除等

森林病害虫等防除補助事業完了調査要領に準じる。

第 37 施業図の照査

施業図については、当該施行地およびその周辺林地の林況、地況の概要等の記載の当点を照査する。

第 38 施業図等への記入

施業図または検査野帳に下記事項を記入する。

- ア 検査員が検査のために踏査した経路
- イ 検査した測線または対角線
- ウ 標準地または検査した苗間および列間のおおよその位置
- エ 検査写真撮影位置及び撮影方向

第 39 写真

検査時における、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果、伐採本数、施工状況等）の写真を撮影し検査調書に添付しておくものとする。

第 40 中間確認

森林作業道については中間確認を行うものとする。

- 1 実施要領第4の規定により事前計画の提出があった場合、検査員は補助を受けようとするものと確認時期等協議した上で、現地において中間確認を行うものとする。
- 2 森林作業道については全路線で一回以上行うものとする。
- 3 中間確認の日時、施行地については補助を受けようとする者へ事前通知しないものとするが、検査員は補助を受けようとするものに対し現地において立会をもとめ、確認事項について協議を行うものとする。
- 4 中間確認に当たっては確認内容を中間確認調書（別記様式4）に記録する。

- 5 中間確認調査は竣工検査まで保管し、検査書類として事業終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならぬ。
- 6 中間確認後2年以内に当該事業地における補助金申請が行われなかった場合、確認内容は無効とする。

IV 補助金の査定

第41 補助金の査定

1 補助金の査定は次により行う。

(1) 標準経費

標準経費は、標準単価に事業量を乗じて求める。ただし、標準単価によらない森林作業道や付帯施設等については、出来高設計書等に基づき査定積算した経費とする。

(2) 補助金額

補助金額の算定は次による。

- ア 森林環境保全直接支援事業、森林緊急造成事業、被害森林整備事業、重要インフラ施設周辺森林整備事業、林相転換特別対策事業、花粉発生源対策促進事業および農地漁場水源確保森林整備事業の補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める
 - イ 絆の森整備事業（共生林整備に限る。）、保全松林緊急保護整備事業の補助金額は、標準経費に補助率を乗じて求める。
 - ウ 森林空間総合整備事業および絆の森整備事業（共生環境整備を除く。）の補助金額は、実行経費に補助率を乗じて求める。
 - エ 環境林整備事業の補助金額は、標準経費と実行経費を比較し、いずれか低い額により補助金額を算出する。
 - オ 補助金の査定にあたり、森林所有者が原則課税事業者である場合は、消費税相当額を含まない標準経費により補助金を求める。ただし、この場合においても、査定事業費は消費税相当額を含む金額とする。このほか、消費税にかかる標準単価の適用区分については、別表のとおりとする。
 - カ 森林作業道および付帯施設等（鳥獣害防止施設等整備を除く。）において、標準単価が適用できない部分は、実行経費（請負による場合は請負契約額と測量設定費）と、査定設計書による事業費（本工事費（消費税相当額を含む。）のうちいずれか低い額により補助金額を算出する。
 - キ ボランティア活動等社会奉仕により通常の労働水準を著しく下回る報酬により行われた森林整備に係る補助金額は、標準経費に補助率を乗じて求められた額と、実行経費に補助率を乗じて求められた額とのいずれか低い額とする。
 - ク 森林環境保全直接支援事業、森林緊急造成事業、被害森林整備事業、重要インフラ施設周辺森林整備事業、林相転換特別対策事業、花粉発生源対策促進事業において、市町が事業を請負に付して実行した補助金額は、標準経費に査定係数と補助率を乗じて求められた補助金の額と、実行経費に査定係数と補助率を乗じて求められた額とのいずれか低い額または標準経費に補助率を乗じて求められた補助金の額と実行経費に補助率を乗じて求められた額とのいずれか低い額とする。
- 2 査定係数は環境保全要領別表4および農山漁村要領別紙6（森林整備事業に係る運用）第8の4の(3)のとおりとする。ただし、県の任意かさ上げ補助率（4/10を超える率。ただし、森林環境保全直接支援事業において造林公社が事業主体の場合または森林緊急造成事業および重要インフ

ラ施設周辺森林整備事業において市町または造林公社が事業主体の場合は5/10を超える率)にかかる査定係数については100とする。

- 3 査定係数の100分の1と補助率を乗じた率が、9.8/10を超える場合は、県の任意嵩上げから、その超過分を減ずるものとする。ただし、環境林整備事業についてはこの限りでない。

付則

この要領は、昭和62年度事業から適用する。

付則

この要領は、昭和63年度事業から適用する。

付則

この要領は、平成元年度事業から適用する。

付則

この要領は、平成2年度事業から適用する。

付則

この要領は、平成3年度事業から適用する。

付則

この要領は、平成4年度事業から適用する。

付則

この要領は、平成5年度事業から適用する。

付則

この要領は、平成6年度事業から適用する。

付則

この要領は、平成7年度事業から適用する。

付則

この要領は、平成9年度事業から適用する。

付則

この要領は、平成13年度事業から適用する。

付則

この要領は、平成14年度事業から適用する。

付則

この要領は、平成15年度事業から適用する。

付則

この要領は、平成18年度事業から適用する。

付則

この要領は、平成19年度事業から適用する。

付則

この要領は、平成20年度事業から適用する。

付則

この要領は、平成23年度事業から適用する。

付則

この要領は、平成28年度事業から適用する。

付則

この要領は、平成29年1月31日から適用する。

付則

この要領は、平成29年6月30日から適用する。

付則

この要領は、平成30年10月1日から適用する。

付則

この要領は、平成31年1月4日から適用する。

付則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

付則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

付則

この要領は、令和4年3月15日から適用する。

付則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

付則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

別表 1

GNSS 測位機器による造林事業検査マニュアル

滋賀県造林事業竣工検査および査定要領 第 21 の 2 の取り扱いについて、下記のとおり定める。

1 申請者との事前協議

「GNSS 測位機器による造林補助金交付申請マニュアル」に基づく参考様式 10 の提出があった場合は、添付された機器の仕様書を基に下記①～④の機能をすべて有していることを確認し、別記様式 5 によりこれを承認する。

① マルチ GNSS 受信機能

複数の GNSS を同時に使用する機能。

② サブメータ級測位補強サービス (SLAS) または静止衛星型補強システム (SBAS) の受信機能

サブメータ級測位補強サービス (SLAS) : 衛星測位による誤差を減らすため、電離圏遅延や軌道、クロック等の誤差の軽減に活用できる情報 (サブメータ級測位補強情報) を受信する機能。

静止衛星型補強システム (SBAS) : みちびきの静止軌道衛星を用い、GNSS 受信機に対して測位衛星の誤差補正情報や不具合情報を提供する SBAS (衛星航法補強システム) 信号を受信する機能。

③ ポイントデータの出力機能

④ トラックデータの出力機能

2 検査方法

【データ確認】

- ① 滋賀県造林事業実施要領の運用について (平成 14 年 6 月 28 日伺定。) 別表 3 の 4 に基づき事業主体から提出されたポイントデータとポリゴンデータを GIS ソフトに取り込み、ポイントデータとポリゴンの各頂点が同一であることを確認する。また、GIS ソフトのジオメトリ演算等によりポリゴン面積を計測し、申請面積以上であることを確認する。

なお、上記 2 点の確認ができない場合は、ポリゴンの再作成と面積の再計測を指示する。

【現地検査】

- ① 1 施行地 (1 レコード) あたり任意の 2 測点以上を抽出する。
ただし、すべての測点のうち地籍測量杭を流用した測点の一部ある場合は、地積

測量杭を流用していない測点の中から任意の2測点以上を抽出し、すべての測点を地積測量杭とした場合は、誤差の確認を不要とする。

- ② GNSS 測位アンテナは、なるべく高い位置で測位するために、測量用のポールなどに取り付ける。(2 m以上の高さを推奨)
- ③ ディファレンシャル補正を行うことを基本とすること。
- ④ 測点のデータ取得数は、10 以上とする。
- ⑤ 測位精度の確保のため、1 施行地毎に1 測点以上について、同じ測点を異なる時間(現地到着直後と撤収直前を標準とし10 分程度の時間差を最低限とする)に2 回測位し、1 回目と2 回目の座標値の誤差が3 m以内であることを確認する。
または、CS 立体図等を背景図として、特徴的な地形変化点で現在位置を表示し、位置のズレがないかを確認する。
- ⑥ 2 の①で抽出した測点の測量杭上で GNSS 測位機器により測位し、測量野帳(GNSS)に記載された座標または GNSS 測位機器に取り込んだデータとの誤差が3 m以内であることを確認する。また、この結果を測量野帳(GNSS)等に記載する。
- ⑦ ⑥における誤差が3 m以上となった場合は、申請者に対してコンパス測量による申請を行うよう指示する。
- ⑧ 検査時のトラックデータ及び測点のポイントデータを保存する。

別表2 標準単価の適用区分

事業主体		森林所有者または 森林所有の形態	事業実施形態	消費税 抜き単価	直営 単価	請負 単価
会計処理						
市町 地方公共 団体	-	-	市町等が自己の労務(直営)で事業を実施するもの		○	
			森林組合等に請け負わせて事業を実施するもの			○
森林組 合、生産 森林組 合、造林 公社、森 林経営計 画作成者、その 他個人等	預り金処理を行う場合	原則課 税事業 者	自己所 有林、 分収林	自己の労務(直営)で事業を実施するもの	○	
				第三者に請け負わせて事業を実施するもの	○	
		その他	森林組合等が業務を受託し、自己の労務(直営)で実施するもの	○		
			森林組合等が業務を受託し、第三者に請け負わせて事業を実施するもの	○		
	免税事 業者等	自己所 有林、 分収林	自己の労務(直営)で事業を実施するもの		○	
			第三者に請け負わせて事業を実施するもの		○	
	その他	森林組合等が業務を受託し、自己の労務(直営)で実施するもの		○		
		森林組合等が業務を受託し、第三者に請け負わせて事業を実施するもの		○		
預り金処理 ではなく、売 上げとして処 理する場合	原則課税 事業者	-	自己の労務(直営)で事業を実施するもの	○		
			第三者に請け負わせて事業を実施するもの	○		
	免税事業 者等	-	自己の労務(直営)で事業を実施するもの		○	
			第三者に請け負わせて事業を実施するもの		○	

※消費税抜き単価は、資材費及び労務費全てに消費税を加算しない単価

※直営単価は、資材費のみ消費税10%加算した単価

※請負単価は、資材費及び労務費に消費税10%を加算した単価

標準単価の適用にかかる「原則課税事業者」、「免税事業者等」の区分

対象区分				原則課税 事業者	免税事業 者等		
1 免税事業者					○		
2 納税 義務者 (課税 事業者)	(1)簡易課税				○		
	(2)実績控 除	ア 公益法人等(※1)で特定収入(※2)割合が5%超の場合			○		
		イア以外 の場合	(7)課税売上割合 が95%未満または 課税売上割合が 95%以上かつ課 税売上高が5億円 を超える場合	A 一括比例配分方式	○		
				B 個別対応方 式	a 補助金等の対象経費が課税 売上げに要する課税仕入れ	○	
					b 補助金等の対象経費が非課 税売上げに要する課税仕入れ		○
c 補助金等の対象経費が課税 売上げと非課税売上げに共 通して要する課税仕入れ	○						
(イ)課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合			○				

※1 公益法人等とは、国または地方公共団体の特別会計および消費税法(昭和63年法律第108号)別表第3に掲げる一般財団法人、一般社団法人、医療法人(社会医療法人に限る。)、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、社会福祉法人、地方独立法人、宗教法人等の事業者をいう。

※2 特定収入とは、資産の譲渡等の対価以外の収入で、次のような収入をいう。
租税、補助金、交付金、寄付金、出資に対する配当金、保険金、損害賠償金、試算の譲渡等の対価に当たらない負担金、他会計からの繰入金、会費等、喜捨金(お布施、戒名料、玉串料など)